

第 1 回 立川市犯罪被害者等支援条例 (仮称) 策定検討委員会議事録

令和 6 年 6 月 3 日

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第 1 回 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	令和 6 年 6 月 3 日（月） 1 8 時 3 0 分～ 2 0 時 4 5 分
開催場所	立川市役所本庁舎 2 0 8 会議室
次 第	1 委員委嘱状交付 2 立川市長挨拶 3 委員自己紹介 4 事務局紹介 5 委員長・副委員長の選出 6 委員会の公開について 7 策定検討委員会の概略と今後の予定について 8 立川警察署より立川市における犯罪被害者等支援状況の説明 9 犯罪被害者等支援の状況について 10 資料「条例骨子案検討のポイントについて」説明 11 その他事務連絡
配布資料	【事前配布資料】 資料 1 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会設置要綱 資料 2 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会委員名簿 資料 3 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定庁内検討会設置要綱 資料 4 条例策定検討委員会・条例策定庁内検討会議で予定している議題等 資料 5 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定の検討にあたって 【当日机上配布資料】 資料 6 立川市審議会等会議公開規則（平成 12 年立川市規則第 8 号） 資料 8 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定事業等スケジュール（案） 資料 9 国・東京都・警察（警視庁）・都内条例制定自治体の犯罪被害者等支援制度一覧 資料 10 自治体の条例制定状況について 参考資料 1 犯罪被害者等基本法 参考資料 2 第 4 次犯罪被害者等基本法（国） 参考資料 3 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会とりまとめ（令和 6 年 4 月 警視庁） 参考資料 4 令和 5 年度犯罪被害類型別調査報告書（警視庁） 参考資料 5 東京都犯罪被害者等支援条例

	参考資料 6 第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画 参考資料 7 日野市被害者、遺族等支援条例（H15.6.27 制定） 参考資料 8 杉並区犯罪被害者等支援条例（H17.10.11 制定） 参考資料 9 多摩市犯罪被害者等支援条例（H21.3.30 制定） 参考資料 10 国分寺市犯罪被害者等支援条例（H21.12.28 制定） 参考資料 11 中野区犯罪被害者等支援条例（R2.3.26 制定）
出席者	[委員長] 四方 光 [副委員長] 川口 克巳 [委員] 佐藤 清志 阿久津 照美 藤内 温美 滝口 知也 横田 美雪 寺田 貴 太田 弘幸 [事務局] 大串 勝美（生活安全課長） 松田 充代（市民相談係長） 渡辺 晶彦（市民相談係）
公開非公開	公開
傍聴者	0 人
会議概要 主な意見	・委嘱状交付、正副委員長の選出 ・事務局より、委員会の公開について説明 ・事務局より、策定委員会概略と今後の予定について説明 ・立川警察署より、立川市における犯罪被害者等支援状況の説明 ・事務局より、犯罪被害者等支援の状況の説明 ・事務局より、条例骨子のポイントについての説明 【主な意見】 ・事務局の説明にあった立川市審議会等会議公開規則に基づき公開することを確認。 ・議事要旨作成のために録音をすること及び忌憚のない意見をいただくために A 委員、B 委員と表記することを確認。 ・基礎自治体ならではの条例を検討していただきたい。 ・立川市が条例を策定することは、多摩地域の他の未制定の自治体に影響を与えるものであり、積極的に取り組んでもらいたい。 ・条例制定までのスケジュールは、タイトな感じがする。丁寧に原案を作ることになると回数を増加し、全体が後ろに延びることになる。 ・被害を受けても声を上げられない被害者にどうアプローチするか、学校を含めた PR が重要。 ・若年層に向けて電話以外の SNS でも相談できるとよい。 ・兼任でもよいので、保健師などの専門相談員の配置も考えられる。 ・市町村の支援が入ると被害者のその後の回復がはやい。

	・被害者の負担軽減のために市役所での手続きをワンストップでできるとよい。 ・広く知ってもらうことが重要。あらゆる機会を持って PR する必要がある。
担 当	立川市市民生活部生活安全課市民相談係 電話 042-528-4319

第 1 回立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会 会議録

○事務局より正副委員長が選出されるまで、事務局で進行する旨説明。

○事務局

議事次第の 1 「委員委嘱状交付」を行います。

【委嘱状交付】

○事務局

議事次第の 2 「立川市長挨拶」をお願いします。

○酒井立川市長

皆さんこんばんは、市長の酒井でございます。本日は大変お忙しい中、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会の委員にご就任を賜りまして誠にありがとうございます。

私にとっては、この条例を立川市で制定をすることは悲願でございます。私は 26 歳のときに立川市議会議員に初当選し、当時から近隣の市議会議員の仲間たちと勉強会をしたり、研究会をしたり活動をしてまいりました。

この条例の制定は、まさに私にとっては政治家としてのライフワークの一つでもございます。

この間いろいろと犯罪被害者を取り巻く皆さんの環境も大きく変わってきているものと思います。

当時から言われていたことは、犯罪自体をいかになくしていくのか、被害者をつくらないかまた交通事故等が起こらないような社会をいかに作っていくのかという部分が、まず入口の部分だろうと思っています。

しかしながら犯罪がなくなるということは、残念ながら想定がされない中で、そういった被害に遭われた被害者ご本人やあるいは命を奪われてしまったご遺族の方たちのその思いというものを、しっかりと行政が支えていける、社会が支えていける、そういった環境を私はこの日本の社会の中、そしてこの立川市から作っていきたいという思いで政治家として活動をして参りました。

今日的な問題としては、デジタルの暴力、被害者へのネット、SNS 等を通じた誹謗中傷など、なぜ被害者が二次的な被害を受けなくちゃいけないのか、こういったマスメディア等への啓蒙活動など、ぜひ先生方には、立川市においても新しく条例を作るという段に当たって、先進市の良いところ、また悪いところもしっかりと見極めた上で、よりよい条例の制定への議論をお願いします。

市民の皆さんが、犯罪が万が一起こってしまったときにもそういった被害からの 1 日も

早い回復に繋げていけるような制度を立川市の中に作っていきたいと思っております。ネット等を通じた誹謗中傷等が発生をしたときには、それに対してしっかりと立川市としても、被害者に寄り添って対応していけるような取り組みをしていけるような条例であってほしいといった思いを持っております。どうか皆さん方には活発なご議論をいただき、立川市、いい条例作ったねと、犯罪がないのが一番ですけれども、起こってしまったときにも被害者に寄り添う優しい町だと言っていただけるような条例をぜひとも作っていく、その基礎の部分、皆様方のお知恵で作り上げていただければというふうに思っております。

私にとっては、ある意味この日が来るのがすごく楽しみでございましたので、少々感情も込めまして、話が長くなりましたけれども、皆様方のお力をお貸しいただきますように心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

事務局から2点の連絡をします。

- ① 本日の会議の時間は、8時半終了をめどに進行していただきます。
- ② 議事要旨等作成のために会議を録音させていただきます。

○事務局

議事次第の3 「委員自己紹介」をお願いします。

【委員自己紹介】

○事務局

議事次第の4 「事務局自己紹介」をいたします。

【事務局自己紹介】

○事務局

酒井市長はここで公務のため退席させていただきます。

【酒井市長退席】

○事務局

それでは、資料の確認をいたします。

【資料確認】

○事務局

それでは議事を進めます。

議事次第の5、「委員長・副委員長の選出」でございます。

資料1をご覧ください。

本策定検討委員会の役割は、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会設置要綱第2条の規定で、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）の内容を検討すること。また、その他必要な事項に関することを処理することとなっております。この委員会は9名の委員をもって組織され、委員長および副委員長は委員の互選により定めることとされております。本日、委員が任命されましたので、互選により委員長、副委員長の指名をお願いいたします。それでは、どなたか立候補またはご推薦はございますか。

○（A 委員）

学識経験のある四方教授に委員長をお願いするのがよろしいかと思います。

○事務局

ただいま四方委員を推薦するとのご発言がありました。皆様いかがでしょうか。

【異議なし】

それでは委員長は、四方委員にお願いしたいと思います。

続きまして副委員長につきまして、どなたかご推薦ありますでしょうか。

○（A 委員）

ここは法曹資格をお持ちの川口先生にお願いした方がよろしいかと思います。

○事務局

皆様いかがでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。それでは副委員長は川口委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは委員長、副委員長よりご挨拶をお願いいたします。まず四方委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 挨拶

選出していただきました四方でございます。どうかよろしくお願いいたします。
並み居る先生方のように直接に被害者支援に関わってきたものではございませんが、学習経験プラス今まで携わったことのある経験などによっては、コーディネーターの役割をさせていただくのかなと思っておりますので、先生方のご協力を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。川口副委員長お願いいたします。

○副委員長 挨拶

この度、立川市において条例を作るためというお話を伺ったのは、確か3月の末頃だったと思いますが、大変嬉しかったです。

東京都内は、この条例を作るところが少なく、立川市の場合は、多摩地区のトップで、まずここが先陣を切っていただかないとその先へ広がりません。この種の条例は、全国、全市区町村で作るべきです。

そうでなければ、本当の意味の被害者支援はできません。被害者の皆様方は、何をどこへ行って何をしたいのかわからないのです。

それには一番身近なのは市役所です。市役所のしかるべき窓口に行ったら全部案内してくれる。これが僕らはワンストップやワンストップセンターと呼んでいますが、ぜひそのような機能を果たしていただきたい。そのための条例を作っていただきたいと思います。陰ながら尽力してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

ここからは、四方委員長に議事進行をお願いいたします。四方委員長よろしくお願いいたします。

○委員長

それではこれから先、司会進行をさせていただきます。
議事次第の6 「委員会の公開等について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

資料6 立川市審議会等会議公開規則をご覧ください。

公開規則第2条に対象とする会議が定められており、立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会も該当するため、公開することにしたと思います。

ただし、実際の事例など、個人情報等を含む議題を扱う場合等には、規則第4条の規定により、審議会等の長が会議に諮る理由を明らかにして、全部または一部を公開しないことができるとなっております。

委員会の傍聴につきましては、本日第1回の会議におきまして、公開することをご了承していただいた上で、第2回から受け入れをさせていただくこととしたいと思います。

傍聴人数でございますが、5名~7名程度で人数の調整をさせていただきながら、会議を公開してまいりたいと考えています。また、議事録ですが、第1回より公開の対象とさせていただきますと思います。

この場合、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただけるように、発言された委員の方の氏名は（A委員）（B委員）という表示にとどめ、議事要旨を作成したいと考えてございます。この議事要旨は議事録といたしまして、市ホームページにて公開を予定しています。

なお、ただいま説明させていただいたことにつきましては、資料6の次に配布させていただいております付属資料「立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会の情報公開について」にポイントをまとめましたので、ご参考いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

事務局より会議の公開についてご説明をいただきました。ご異議ございませんでしょうか。特に皆様、委員の皆様の氏名について、（A委員）あるいは（B委員）という形の公表ということでございましたが、このような形でよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは異議なしということで、事務局からの説明の通りで、進めていきたいと思います。ありがとうございます。

次に議事次第の7、「策定検討委員会の概略と今後の予定について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

資料1「立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会設置要綱」をご覧ください。

設置要綱第2条に検討委員会が処理する事項として

- （1）立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）の内容を検討すること。
- （2）その他必要な事項に関することがあげられております。

最終的に皆様には条例骨子（案）を策定いただきたいと思います。行政・市民・事業者・民間支援団体が協力して社会全体として犯罪被害者の支援に取り組むべく、安心して暮らせる地域社会を実現するために、どのような条例を作っていくべきか、また、条例骨子案の策定と並行して制定後を見据えた支援についてもご検討いただきたいと思いますと考えております。

会議の開催につきましては、設置要綱第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。委員の定数の過半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

設置要綱同条第3項 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

設置要綱同条第4項 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または資料の提出を求めることができる。とされています。

次に資料3「立川市犯罪被害者等支援庁内検討会設置要綱」をご覧ください。

この会議と並行して、「立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議」という名の庁内検討会議を設置しております。被害者支援を行う際に、連携協力を担う部署等の職員で構成され、この検討委員会と並行して条例及び支援策についての検討を行ってまいります。相互に会議の内容について報告してまいります。

次に資料4「条例策定検討委員会・条例策定庁内検討会議予定している議題等」をご覧ください。

第2回目として、条例骨子（素案）作成の件と支援策の想定、第3回で骨子（素案）のまとめをお願いしたいと考えております。これを表にした物が、今日お配りした資料で、資料7「立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定事業スケジュール（案）」でございます。6月、本日ですね、現状分析及び方向性についてご確認いただきまして、8月に第2回を開催いたします。

現時点では第3回を最終回として10月に骨子（案）を取りまとめていただきたいと思いますと考えております。その間庁内検討会議は、7月、9月、10月に開催を予定しております。取りまとめたいただいた骨子（案）を元に11月後半から12月後半にかけて、パブリックコメント、そして市民の方からご意見を頂戴し、並行して市議会への報告を行ってまいりたいと思っております。パブリックコメント、議会でのご意見等を踏まえ、来年1月には条例案の最終調整を行い、令和7年3月議会にて条例制定を目指しております。その後も令和7年度以降、この検討委員会のご意見を踏まえて具体的な支援策について、庁内で引き続き検討し、令和8年度以降実施していく、というスケジュールでございます。

なお、このスケジュールにつきましては、令和7年3月の条例制定を目標として調整した案ですが、次年度検討する支援策等も視野に入れた条例骨子案をご検討いただくとなると、期間としてはやや短く、委員会でのとりまとめにご負担がかかることについて、懸念されるところです。事務局からは以上です。

○委員長

ただ今のご説明について、何かご質問やご意見はございますか。

本日は6月で、その次は8月の上旬、骨子案は10月ということで、なかなかタイトなスケジュールですが、皆様からご意見などございますか。

また後でご説明があるかと思いますが、8月の委員会で初めて意見を言うのではなく、事前に意見をメールか何かでという話ですか？

○事務局

本日、お配りしている資料8の「条例骨子案検討のポイントについて」という資料がございまして、こちらをご覧いただきご意見をメール等でいただきたいと思いますと考えております。それを元に8月の会議で骨子案の素案について検討させていただきたいと考えています。以上です。

○委員長

皆さん、いろいろ思いがあるでしょうから、あらかじめ出しておいて検討ということですが、意見を集約するのに大変かもしれませんね。どうでしょうか。

策定側でもいらっしゃる（B委員）、いかがでしょうか。

○（B委員）

事務局サイドとしては、今年度中に策定ということですが、先ほどもお話を伺った中では、かなり皆さんいろいろな経験があるところでありまして、私も庁内策定委員会の中で、庁内に向けてもここで発言された内容を伝えて、次の施策や支援策を作っていかなければならないので、私としては皆様のご意見をいただく場面をできるだけ多くいただいて、それを庁内に伝えていけたらと思っております。

皆様ご都合がつけば、もう少しタイトではなくて、お時間をいただきながら会議を進めていただければという思いです。

その中で、もし私どもの方も今年度中というところもお示ししていますが、これはどうしてそうなるかという、議会での条例となっておりますので、どうしてもそうになってしまいます。

結局検討は10月までに何とか整理しないといけないということではありますが、ワンテンポずらしてもいいということであれば、もう少し回数を増やすなど、時間も間を取ってできるのかなと思っております。

その辺は皆様、今日を含めて3回なので実質議論するところが少ないのではないかと思います。しているかどうか、ということも各委員さんのご意見をいただきたいなと思っております。以上です。

○委員長

今のお話ですと当初予定しておられたこの議会報告が、12月ですか。ここの次だというスケジュールでやってもらえるのでしょうか。

○（B 委員）

そうするとこれが一つずつずれますので、この間にパブコメを実施するので、1月にパブコメがずれるのかなと思っています。それに基づいて骨子案の報告をして、7年度の6月に条例案として提案を議会にしていこうというのが、次のステップだと思います。

○委員長

3ヶ月程度ずつずれるということですか？

○（B 委員）

そうするともう一度ぐらい、皆様にもご足労いただくようになってしまいますが、もう少し深掘りができるのではないかなと思います。

○委員長

これは、先程ご挨拶いただいた市長の肝いりの施策でもあると思うのですが、予算の方はどうですか。それでも中身が良いものができれば、それで納得いただけそうな雰囲気ですか。

○（B 委員）

おそらく市長の思いとしては、むしろ拙速にやるよりは、皆さん議論を尽くしていただいた方がより良いかと思いますし、それは市長の方に伝えて参りたいと思います。今日そういう委員さんが多かったということを伝えて、市長の方もおそらく納得していただけるのではないかと考えております。

○事務局

こちらのスケジュールの方は、やはり事務局案としましてかなりタイトな期間で、委員の皆様の方にご検討いただくという案でございました。

この委員会で、しっかりとしたご意見を出していただきながら、事務局としては、策定を進めていくということを第1に置いてございます。この場でどの時期に何をというようなところは、一旦、事務局が持ち返させていただきまして、調整をさせていただいた上、調整案を正副委員長に送らせていただきまして、ご確認いただきました後、委員の皆様の方に再度、本日のご意見の趣旨を組んだ形でのスケジュール案をお示しさせていただければと思います。

なお、その際には、目標が来年3月の条例制定を目標としてございました中で、（B 委員）の方からご説明させていただきましたように、このパブリックコメントの時期を1月とか

2月ぐらいに、次の段階ではずれていくとのスケジュール調整の方向性になるのかなと思っています。再度調整しまして委員長、副委員長、委員の皆様にお示しさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長

そこで議会への報告も、その前にはパブコメを先にやってという感じですね。
なるほど。それ自体は、よろしいですかね。骨子の議会報告は、12月だったものが、2月か3月になってということですね。

○事務局

事務局として骨子の次の段階でスケジュールをずらしていくということになりますと、骨子案につきましては、パブリックコメントを1月、2月の方に実施するというスケジュール感になりますと、12月には、議会の方には骨子案を報告させていただきたいと思っています。

ただし、そちらの方をまとめるにあたっての回数や議論の素材等に関しましては、回数を増やすなどの工夫はさせていただけるかなと思います。

パブリックコメントを1月、2月の方にずらすということになりますと条例案の最終調整を、今1月2月となっておりますが、それを3月4月の方にずらし、条例制定が今3月の目標になっていますが、議会の定例会が決まっておりますので、次が6月の議会ということになります。6月の議会の条例制定というようなところでスケジュールが一段ずつずれていくというような感じになってございます。

以上です。

○委員長

パブリックコメントが1月頃だと、その上に書いてある議会報告の骨子案報告というのが、今12月になっているのは、これは変わらないのですか。

○事務局

これはこのままでないと、6月の方に最終目標をずらしてもやはり厳しいかなというのが事務局の見立てです。

○委員長

議会説明をしてからパブリックコメントをするという感じになりますね。分かりました。

今、縷々お話がありましたように、委員の先生からはしっかりとご意見を頂戴し、また並行して庁内の関係者の方々にもご理解をいただくこともこの条例が実際に生きていくかど

うかにおいては、かなり大事なことと思います。

また議会の先生方にも丁寧にご理解をいただくことは、事務局の方でされると思います。そのようなことを考えますと、少しスケジュールがタイトかなということでもありますので、皆様方のご意見を丁寧に伺うことを中心にして、この骨子案、パブリックコメントが実施されて、その結果を反映したものをしっかりと市議会に諮っていただくことで丁寧に原案を作っていくことになると思います。

この点についてはいかがでしょうか。一旦は配布されているスケジュールを私たちの意見で、早々に後ろに延ばすことになるわけですが、そういうことでよろしいですか。

【異議なし】

それでは速さという意味では、3か月間遅くなってしまうますが、丁寧にやっつけようということです。あと市の予算の策定作業とかには関係してきますか、皆さんには関係ないですか。

○事務局

確かに委員長からご配慮いただきましたように、この策定検討委員会を開催するにあたっての予算的なものはございますが、その点に関しましては、まずこの委員会の方で出ましたご意見というところに合わせた形で、予算の方は事務局の方で工夫をさせていただきますので、その点に関しましては事務局におまかせいただければと思います。

○委員長

そういう意味では、条例の制定時期とはそんなに影響なく、別途ちゃんと作業していただけるということですね。

○事務局

はい、そのようにいたします。

○（C 委員）

一つ質問していいですか。

先ほど新たな支援策という、具体的な支援策を見据えて骨子案を検討というふうに聞いたかと思うのですが、そのバランスというか、どの程度なのか、骨子案なので、具体的な支援を盛り込むわけではないというのは承知しているのですが、どの程度見据えてこちらで検討していったらいいのか、何か目指しているものなどお考えがあるのかどうか、そこから私達もその発言をしていいのかどうかということも含めてご説明をお願いします。

○事務局

条例に当たっては、個別の項目としての雇用の安定とか居住の安定であるとか、警察庁からの調査項目にあるところですが、そういったところを盛り込んでいくとなったときに、その支援策ができないということだと、齟齬が生じてしまうところがあります。

こういった支援策を考えながら、条例を合わせて並行して進めていく、こういった支援が必要ではないかというご意見をいただいて、庁内検討会の方で可能かどうかということを検討しながら、令和8年度以降の支援を見据えて条例の骨子案を考えていただきたいというふうに考えているところであります。

○（B 委員）

補足しますと、条例には、表には見えないけどここで出された意見を私がパイプ役になって庁内に伝えて、支援策を作るということを考えています。

今8年度という話が事務局からありましたが、市長としては、可能なものとかできるものなら、その条例制定と合わせて補正を組んでもいいという話も出ているぐらいなので、全部はできないでしょうけども早く前倒しでやりたいものやできるものはやっていきたいという意見は、事前に聞いているところです。

以上です。

○（C 委員）

こちらからもこういう支援があるといいなということは、意見を出した方がいいということですね。分かりました。

○委員長

他にご意見ございますか。

それでは具体の施策は、別途早く前倒しをすることとも検討されているということでございますので、そういう意味では、条例は一度作ったらなかなか修正というのは難しい問題もございます。丁寧に皆さん方からのご意見を頂戴するためには、少し延ばしていく、事務局に原案を作成していただきまして、委員長と副委員長に於いて拝見させていただきまして、また皆さんにご提示する。

そういう段取りでやらしていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

【異議なし】

○委員長

ありがとうございました。

次に次第の8「立川警察署より立川市における犯罪被害者等支援状況の説明」を(D 委員)からお願いいたします。

○ (D 委員)

担当から説明いたします。

○説明員 (立川警察署担当①)

警察における被害者支援対象事案でございます。これは大きく分けて三つございまして、一番目が身体犯と警察では申し上げており、主に刑事事件です。殺人、強盗致傷、傷害、性犯罪、略取誘拐等。これに付随するものはいくつかありますが、主なものを身体犯としてとらえております。

二番目が交通事件事故。これは死亡事故、重傷事故で、重傷事故というのは全治3ヶ月以上ということでございます。1ヶ月の大けがをされても3ヶ月でなければ重傷とは捉えておりません。

その次にひき逃げ事故、これは、物件事故の場合はひき逃げでも該当しません。人様のお怪我とかそういう事象が出現した時にカウントしております。

その次に今大きな社会的問題なっています危険運転致死傷等です。これも対象事案に含めさせていただきます。

三番目は、署長等指定事件。これは、社会的反響、事件事故の規模および被害者等の状態を勘案して、署長が直接指定する事案でございます。身体犯でも交通事故でもないけれども、署長が社会的大きな事案という認定した時点で、これを指定事案としております。

この三つの事案に基づきまして、業務を推進しております。

次に各事案の発生場所別について、過去3年間、令和3年、令和4年、令和5年の統計数字を出してみました。

立川警察は、立川市、国立市を管轄しております。

事案の発生別を立川市国立市、その他として区別しました。

過去3年間の合計件数は263件です。

これはあくまでも犯罪被害者支援対象事案ということで捉えておりますので、犯罪の発生件数と捉えないで下さい。数字が大きく差があります。

犯罪被害者支援対象事案が263件でご説明申し上げます。

そのうち立川市の発生は、身体犯が104件、交通事故が92件、合計196件です。

この中で立川市の発生は全体の約75%でございます。

次に国立市の発生は、3年間で身体犯が19件、交通事故32件、合計51件。

全体の19%にとどまっております。

その次にその他、立川と国立以外でございますけれども、これは、身体犯16件、交通事故はたまたまゼロということで、交通事故は当たり前でございますけど、発生場所を管轄す

ということが前提になっていますので、どうしてもその他がゼロになることが伺えますが、全部で16件6%という数字となりました。

全体の約75%ですね、これが立川市の発生ということでございます。

次に被害者の方の居住別でございます。

立川市居住は、身体犯は56名、交通事故は63名、合計119名、全体263名中45.2%ということです。

次に、国立市の居住でございますけども、身体犯が12名、交通事故は14名の合計26名で、全体の9.9%です。

その他の身体犯は、71名。交通事故は47名、合計118名44.9%です。

被害者の方の居住別でご説明申し上げますと、全体の約半分、50%に至っていないという状況でございました。

次に警察における支援項目です。

1番目が、被害者への各種相談対応と診断書料、診察料の公費支出。

2番目が、東京都と連携した法律相談、見舞金の支給、転居制度の対応。

3番目が、被害者支援都民センター、今日もご出席いただいておりますけど、連携したカウンセリング等、各種支援、公判の付き添いとか、被害者の方、ご遺族の方のご送迎を担っております。

4番目が、定期的な被害者等への連絡がございます。被害者の方が一番困ってらっしゃるのが、今の自分の事件です。被害に遭われた事件というのが、いかに警察で取り調べが現在も形骸化されずに推進されているかというところは、気になさっていらっしゃる方が非常に多くいらっしゃいます。

私ども警察としては全部データ管理しておりますので、担当刑事から、被害者連絡、必ず定期的な被害者連絡を実施するよう指示をしております。

警察が被害者の方に連絡する時に、自分の事件被害は、警察が現在も推進しているということが分かることで、警察に対する信頼性がすごく増しているということになります。

5番目が、支援内容。これにつきましては、昨年1年間の支援内容を申し上げます。捜査状況の説明が294件中68回。これは1回1回ということで、回数で捉えております、23%。

その次に多いのが、各種捜査活動。これは被害者の方に対する被害届、被害者調書作成、犯行現場における検分と犯行の再現等にご協力をいただいております。それが60回で約20.4%です。

3番目に多いのが刑事手続きの流れの説明。これは58回、19.7%になっております。やはり被害者の方は、捜査関係事項、捜査状況に関心が高いことが伺えます。

最後でございます。立川市と私ども警察における各施策について若干ご説明申し上げます。

まず毎年11月の25日から12月1日まで、全国規模でございしますが、犯罪被害者支援週

間が実施されております。立川市にご協力いただきまして、11月25日の初日でございますが、立川市の北口のコンコースにおきまして、立川市の協力、都民センターの協力、警視庁本部の協力、多摩警察20の警察署の担当者を集めまして、私どもが幹事になりましてキャンペーンを実施しております。

キャンペーンを実施させていただきますが、被害者の制度、東京都も力を入れていますが、いろんな制度があるというのが浸透してないというのが実態です。犯罪被害者って何なの、例えば窃盗で被害に遭われた方が、私も被害者ですが制度を受けられるのですか。という質問をよく受けます。

これは先ほど申し上げた通り、身体犯ですので盗犯とか被害に遭われた方は、被害者だけど対象になりません。

これからもこういうPR活動をしまして、活動を推進していきたいと思います。

この犯罪被害者週間でございますけども、パネル展を1週間 被害者のご遺族パネルとメッセージの展示を毎年実施しております。

それと同時に、相談所の開設、これも市民の方に対して広報いたしまして、相談所開設を実施しております。

要は被害者支援の意識づけということで、今後も活動を強力に推進していきたいと思っています。

簡単でございますけど、立川警察署の発表でございます。

○委員長

次に次第の9と今ご説明いただきましたものと関連しておりますので、先に次第の9「犯罪被害者支援の状況について」を事務局からご説明いただいた後で、まとめて質疑をさせていただきますと思います。

○事務局

資料5の「立川市犯罪被害者支援条例（仮称）策定の検討にあたって」をご覧ください。

既にご覧いただいている委員さんもいらっしゃるかと思いますので、簡単に概要を説明します。

この資料では、1ページ目のはじめにから、国の動き、都の動き、警察における支援、被害者支援都民センターの取り組み、法テラス、弁護士会による支援と、これまでの犯罪被害者等支援等の状況について、はじめての方にもご理解できるよう作成いたしました。

本日は、専門家の皆様に集まっておきまして、もし看過しがたい修正点等がありましたら、後日ご指摘いただければと思っております。

立川市の状況について、6ページ目をお開きください。

6・「立川市における犯罪被害者等支援について」です。

最初の表は、平成30年度からの立川市における犯罪被害者等相談・支援件数です。平成30年度には3件あったものの、ここ数年間は0件となっている状況でございます。

立川市のこれまでの取組といたしましては、市民相談室に共用の窓口として犯罪被害者等支援の総合的対応窓口を設置しており、対応件数は少ないものの、相談があった場合の情報提供や、支援窓口の紹介、庁内の窓口紹介等の体制は整えてきたと考えております。

また、市民の理解を深める事業としては、例年、「犯罪被害者週間」に併せ立川警察署と共催で実施しております。

市民の理解を深める事業としては、例年、「犯罪被害者週間」に併せ立川警察署と共催で実施している犯罪被害者等支援パネル展や特設相談所の開設を行っております。だいぶ古い例になりますが、平成 23 年度には東京都と共催で市民向け映画会・講演会なども実施した例もございました。

コロナ禍の影響によりまして近年は見合わせていましたが、隔年で新任職員や窓口担当職員向けの対面での庁内研修などの実施を行ってきたところであります。

一方で、先程も申し上げましたが、市での相談件数については、令和元年度以降 0 件であり、立川警察署様での取り扱い件数ですとか、次の 12 ページに掲載させていただいております、立川市における犯罪認知件数、交通人身事故発生状況なども併せて鑑みますと、本来、支援を必要としている被害者等の方に情報が届いていない、周知不足等の原因があるのではないかと考えております。

今般、市が条例制定を行い、支援を制度化し、周知していくことは、立川市という地域の実情に応じた、身近で継続的な支援を行っていくために最重要事項と考えまして、国、都、警察等の支援を含めた現行制度を活用しながら、有効かつ効果的に被害に遭った方やご家族に寄り添った支援を行うべく、立川市の支援はどのようにあるべきかを、この「立川市犯罪被害者支援条例（仮称）策定検討委員会」にて、ご検討をいただきたいと考えております。

次に 9 ページの、7・「立川市について」でございます。

今回はさまざまなお立場の方にご参加をいただいておりますので、これまで立川市に直接関りのない、委員の方もいらっしゃるかと存じます。ここでは当市の基礎的なデータを掲載させていただきました。ご検討の際の参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、本市には国の機関が多く集まっており、特に地方・家庭裁判所、東京検察庁立川支部などが市内にあること、法テラス、弁護士会多摩支部、被害者支援都民センター多摩支所が設置されていること、医療機関が充実していることなどは、ひとつの特徴となっております。

その他資料として、市の統計年報から抜粋したものをお付けしていますので、必要に応じてご参照ください。

事務局からは以上です。

○委員長

ありがとうございました。それでは次第の 8、9 につきましてご質問、ご意見などありませんか。

○副委員長

資料 5、事前にいただいておりますので、読ませていただきました。それにつき質問と意

見を述べます。

まず、4 ページの前半に書いてあることは、東京都が主語でしょうか。

次の時系列の令和3年4月の「多摩地域における総合相談窓口の開設（所在 立川市）」とありますが、市役所内にあるという意味でしょうか、それとも市役所と別にあるという意味でしょうか。

次の行の「被害者等支援専門員（コーディネーター）を配置」というのは、東京都が条例制定に伴い新たに配置したコーディネーターのことと理解していいですか。

もしそうなら、その上に書いてある「多摩地域における総合相談窓口」と同じでしょうか、あるいは、それと別でしょうか。

その後の令和4年4月の「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップセンターにコーディネーターを配置」と書いてあるのは、東京都が条例制定に伴い新たに配置したコーディネーターと別ということでしょうか。

次の6 ページから8 ページに書いてあることは大賛成ですが、条例を制定するだけではだめです。条例を作っても、作らないならなおさらですが、ただ、条例を作っただけでは、誰も来ません。被害届を出すことができたという人は、自ずと弁護士会や支援センターや警察の支援につながりますが、そうでない、被害届を出せていない人が大半で、その人たちは、何をどうしていいか分かりません。

ある自治体の議会を傍聴していて、被害者支援の要望がないから条例制定の必要がないという議論をしている例がありましたが、被害者支援についてPRしないと要望自体が生まれません。いかにしてPRするかを具体的に検討してほしいです。市民向けにも、動画や広報などの徹底的なPRが必要ですし、職員に対する研修も必要だと思います。

○委員長

他にご意見ご質問があればお願いします。

○（F 委員）

今、警察の方と市の方から説明がありました。私が気になっていたのは、6 ページの立川市における犯罪被害者支援の2, 3, 4 年度の件数が0 となっていた。警察の方の数字では、被害は出ているにもかかわらず、窓口がある市の方には相談が来てない。これは警察の方の犯罪被害者支援というものが、あるいは被害者支援都民センターの方に直接、相談支援というものが、一定充実していて、ここに来なくてもまかなえているというか、被害者のニーズがそこで完結しているのかということ、実際のところどうなのかということが気になっています。

私は品川区民ですが、品川区では年に1 度か2 度、出張場所で被害者支援の相談窓口を開設する。そのようなことを立川市ではやられているにもかかわらず0 なのか、というのが気になります。被害者遺族として参加していますが、被害者遺族として都民センターあるいは警察の犯罪被害者支援で、被害者自体が事足りていれば問題はないが、今回市の方で条例を

作るとなれば、ここが0であるということ自体が、そもそも必要なのかというところに行き着いてしまうことが心配される。その辺も含めて、わかる範囲で説明をお願いします。

○委員長

他にはどうですか

○（G 委員）

警察の方からの資料を見ていて思ったのですが、被害者支援の対象の事案というのは、ここに書かれているものに限定していて、今後市で支援をする方というのも同じ案件だけになるのか、重傷事故が全治3ヶ月以上のみとなっていました、そこに満たなかった方はどうなるか。あと性犯罪の内容についてもどのあたりまで、その時間経過でも入るのか、もう少しそのあたり詳しく知りたいなと思います。

あとはやっぱり私が診療していてPTSDの方は、特に犯罪被害のPTSDの方に出会ってびっくりするのが、もう被害に遭って10年以上経っていて、精神科でうつ病とか、パニック障害とか、全然違う病名で薬物治療だけを延々とされていて、被害の内容については誰にも話したことがないというような方がざらにおられる。やっぱり特に学校でのこういう条例を作ったらPRとか、そういったものも取り組んでいかないといけないし、その方法についてもやっぱり被害に遭った方って電話をかけるということがすごく大変なので、電話以外でのアクセスの方法をたくさん考えておくということも、特に若年の世代にはSNSを利用するとかそういったことも検討するなどしておいた方がいいのではないかと思います。

以上です。

○委員長

他にはいかがでしょうか。

今のご意見で言います潜在している被害者にどうやってアプローチするか、それから窓口をPRしていくというようなこと、それで警察や都民センターでも既に一定程度支援をされていますけども、そこでまだされてないところを市役所の方で頑張っていただくということになるのかなと思います。よろしいでしょうか。

次第の10 「条例骨子案のポイントについて」の説明を事務局お願いいたします。

○事務局

資料8「条例骨子案検討のポイントについて」をご覧ください。

こちらは条例を検討いただくにあたり、皆様の議論のたたき台として他自治体の条例を参考に、条文形式で、事務局で作成させていただいたものです。2ページ目をご覧ください。0の構成については、例年ホームページで公開されている警察庁からの「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査について」の条例制定状況に関する調査項目となっている条文の項目を列挙して構成しております。

末尾のところに㊦、のしるしがあるものが調査項目です。その他多くの自治体で採用されている条文の項目についても一部掲載させていただきました。

条例を構成する項目に過不足がないか、ご検討いただければと存じます。

4 ページ以降は具体的な条文体と、コメント、また参考に都内自治体の条例を掲載させていただいていますので、どのような内容が立川市の条例としてふさわしいかご検討いただきたいと存じます。こちらは、持ち帰ってご検討をいただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

資料 9、国・東京都・警察（警視庁）・都内条例制定自治体の犯罪被害者等支援制度をホームページや聞き取り調査などからまとめさせていただいたものです。支援策の想定のご参考にしていただければと考えております。不備等お気づきの点があればご指摘いただければと思います。

資料 10 は、近隣等の自治体の条例制定状況について一覧にさせていただいたものです。令和 5 年 4 月 1 日と古いデータで恐縮ですが、これらの自治体の条例などもご参考にしていただければと思います。

事務局からは以上です。

○委員長

ありがとうございました。

資料 8 の 8 番、15 ページの「相談及び情報の提供」というところと 17 ページの 10 番「市民等への広報等」のところを説明していただけますでしょうか。急に振って申し訳ないですけど。

それによって先ほどのご意見、一応説明は 15 ページと 17 ページですかね。

○事務局

まず 15 ページの方でございます。8 番「相談および情報の提供」です。

この資料の中、補足という四角で囲っているところでございます。これ本市のことでございますが、既に総合的な利用窓口というような方法で、相談室の方に窓口が設置されてございます。その役割について、改めて条例に明記していきたいというような考えは持っております。

ここの 8 番「相談および情報の提供」というのは、今後委員の皆様にご協議いただきます、条例の骨子、これ相談および情報の提供というのが条項の中の一つのテーマとして、どういった形で条例というものに想いを込めるかとか、骨子案をまとめていただきたいところでございます。

先ほど委員の皆様からご意見等ございましたように、立川市というのは、要するに窓口という形で設置をさせていただいておりまして、パネル展の展示ですとか、それから立川警察の方の先ほどご説明にありましたキャンペーンなどでも、ご案内をさせていただいている

ところでございます。

事務局の分析としてとしましては、そういったところも周知が不足している。またその周知のあり方につきましても、犯罪被害者の方やそのご遺族の方を支援するというような意義のところと、市の方にこういった窓口が設置されているか、その窓口ではどのような支援が受けられるかといったような支援そのものの周知というところの観点もあろうかと思えます。

そういったところが、充実した形で行われていないという場合には、周知不足というような結果を招いているのかな、というようなところも今考えているところでございます。

こちらが今後条例にしっかり明記していくことで、市の責任や思いといったところを宣言していくようなところ です。これが 15 ページの補足でございます。

それから 17 ページの「市民等への広報等」でございます。

この補足のところですが、これは被害者の方への直接的な支援だけでなく、二次被害、これは冒頭にも市長を含めお話がございましたが、プライバシーのところ二次被害の被害を防止していく。このようなところも含めて市民の方、市内事業者の方、そういった方々を対象にしっかりと広報活動をしていくというところでございます。

そういった周知、広報のあり方、何を目的にしてというようなところをしっかりと、この 10 番の「市民等への広報」で、市の宣言というのをしていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○委員長

ありがとうございました。先ほどご意見の内容に対応したものとすれば、今ご説明いただいたような条文で足りるか、もう少し進めてほしいとかそのようなご意見を頂戴できればと思います。

9 番には、人材育成の話も書いていますね。

この次第の 10 につきまして、ご説明いただきましたが、ご質問ご意見はありますか。はいどうぞ。

○（E 委員）

副委員長からのご質問でございますので私の方からご説明いたします。

資料 5 の 3 ページの下「都の動き」は、東京都の動きでございます。次のページをめくっていただきまして、ご承知のように平成 17 年 4 月より国の基本法が施行になり、1 年かけて、18 年の 4 月以降国の基本計画第 1 期が始まりました。東京都は、18 年に人権部に施策担当窓口ができて、平成 20 年の 1 月推進計画というのが第 1 期の計画でございます。

20 年の 4 月から犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口を被害者支援都民センターと協働で設置させていただいたということでございます。

被害者支援都民センターは、平成 14 年に設立されまして、犯罪被害者の支援を専門的に

している機関でございますので、協働することとしたということです。

そして 23 年の 1 月とあるのが、支援計画の第 2 期になります。

次の平成 27 年 7 月、当時全国に性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターが徐々にできて来ていた所でしたが、これは 24 時間 365 日ということもございますので、当時既に電話相談その他支援をしておりました民間支援団体の SARC 東京と東京都の性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターを協働でやっていくとなりました。

次に 28 年に第 3 期の計画、令和 2 年になりまして支援条例ができたところでございます。条例とともに経済的支援の方を開始しております。

次の令和 3 年 4 月、これが第 4 期の東京都の支援計画でございます。こちらの参考資料の資料 6 にございますのが、私どもの第 4 期の計画でございまして、1 期 2 期 3 期の計画で、各支援機関専門機関の支援が充実したということで、目指すビジョンとして 15 ページに関係機関の連携強化による支援の充実を上げております。

参考資料 3 にある通り、国の方で、多機関のワンストップ支援、多機関連携と、それから機関内は立川市の中で、窓口を中心に様々な関係機関がワンストップにするという、その 2 種類を目指しています。

東京都もそれを目指しておりまして、私がやっております被害者等支援専門員コーディネーターは、多機関連携と各区市町村の庁内連携などのお手伝いをする役割としての配置になっております。区市町村向けに研修をしたり、実際に他機関から支援要請があったケース、経済的支援などで繋がったケースなどについて、支援策を一緒に考えていくというような役割を担っております。

次の少しわかりにくいのですが、名前が一緒ですけど、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにコーディネーター、これは SARC 東京と協働で設置しているワンストップ支援センターの中にコーディネーターが 2 名配置されております。やっている内容は、少し人権部に配置のコーディネーターとは違ってございまして、24 時間 365 日、たくさんの相談員がシフト制で対応しており、各ケースを複数の相談員で支援する状況になっております。このような状況においても円滑に支援できるよう、ワンストップ支援センターのコーディネーター 2 名が、各ケースのつながりを見ながら、相談員への情報提供をしたり、相談員の相談役になったり、支援策のコーディネーターとして多機関につないでいったりという役割を担っております。

ご承知のように、今年の 2 月に都民センターは引っ越しまして、今半蔵門にございますが、それまで新宿西早稲田でございました。私は以前、多摩市で犯罪被害者支援の専門相談員をしていたのですが、新宿は遠いという声があり、相談に行くのが大変だという話がありました。それがこの 3 年 4 月に立川市に都民センターの支所としてできたということです。

東京都総合相談窓口イコール被害者支援都民センター多摩支部みたいな感じです。それが立川市にございます。場所は公開しておりません。

電話番号も出ています。多摩地域の方にとっては、042 で始まる番号がとても親しみやす

い。綺麗にしてありますしすごく丁寧な対応をしております。ぜひご活用いただきたい。

後ほど東京都の第4期の計画を見ていただくとよろしいかと思います。その中で、25ページ以降の東京都総合相談窓口というのは、イコール被害者支援都民センターのことです。28ページ以降の性犯罪のワンストップ支援センターについてはSARC東京です。

○委員長

大変わかりやすい丁寧な説明ありがとうございます。

事務局の方からは、何かありますか。

○事務局

(G 委員) の質問に回答します。

計画の支援対象と市の考える支援対象は同じなのか、全治3か月のときの支援対象のあり方、年数が経ってからの被害はどうなのかとか、様々な関連する質問と認識しています。配布させていただいております資料8「条例骨子検討のポイントについて」の6ページをご覧ください。

こちらは、条例の用語の定義というところでご検討いただくことになってございます。委員の方からご質問とご意見をいただきました。まさにこの用語の定義の中では、その支援の対象となる方、どのような方を対象に考えていけばいいのか、例えばこの補足の中では、犯罪被害者基本法の第2条の意味合いとか、ここでメモさせていただいておりますのは、いじめ、虐待、ドメスティックバイオレンスなどは、この条例の対象となってくるのか。それとも条例の直接の支援策でなくても、この条例の中に意味合いを込めつつ、他の支援策の枠組みの中でご支援をさせていただければいいのか、そのようなところを支援のあり方をご議論していただきながら、この用語の定義のところ、骨子としてお考えをまとめていただきたい、そういった議論の中で、この委員会の方で意見集約をしていただきたいというようなことでもございました。ぜひご意見ご議論の方よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長

他にありますか。

○事務局

一般的に条例の対象として、犯罪被害者等支援については、立川市は間口を広くとらえて相談を受け付けるものと思っていますが、具体的な財政措置を伴う支援というのは、ある程度限らせていただくということになるかと思いますが、具体的な支援策には要綱で定めていきたいと考えています。

基本的には、相談窓口で広く受け入れていくと考えているところであります。

それと、一部訂正をさせていただきます。先ほどの資料 5 の 4 ページになります。真ん中の平成 27 年 7 月の行に誤謬がありました。大変失礼いたしました。

○委員長

他にありますか

○（B 委員）

今事務局から説明がありましたが、私も今回 4 月から仕事に携わっており、先ほど（F 委員）からもありました犯罪の範囲というのが、それぞれ抱えてる人によって多分違っていて、先ほど 10 年前という話もありましたし、その辺をどういうふうに捉えていいのか。

支援策を考えていく上でも、事務局からも金銭的な支援以外の部分でもできることがある。どこまで支援して、相手が被害者だって言ったときに、相談を受けたときに、この中でできるのかというのを見極めなければいけない。やはり条例といえば市の法律なので、ある程度特定する必要があるのかなと思っています。

ただ、今事務局からあったように、広く周知というか、受け止めていかなければいけないと思っているので、相談窓口としては受け止める。だけどここの条例を適用するかどうかというのは、見えない中で振り分けざるを得ないのかなとは思います。

その振り分ける判断、条例の中の被害者等というところについては、次回以降の議論の中で、ぜひ私も勉強させていただき皆様のご意見をいただきたいなと思っています。

次回以降その辺を詳しく、普段接している中での話を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

コンテンツも大事な論点だと思いますけど、おそらく間口を広くしておいて、特に予算の伴うような個別の施策については、施策ごとにその範囲をうまく区切っていく、それが条例に明記する必要があるかないかというところは議論があるかもしれないですね。

よろしいでしょうか。

○（E 委員）

間口を広くするにしても、どういう窓口を用意するかということになるかだと思います。他の条例持っている区市でやっているような専門の窓口を作るのかとか、専門相談員を置くのかとか、そうではなくて庁内の職員の中で回していくのかとか、それによってできる支援が、正直違うと思います。

○委員長

わかりました。要はまさに（E 委員）が多摩市でやっていらしたのが、今言われた専門委

員的なものですね。それはできれば欲しいですね。

○（E 委員）

人を雇うとなりますと予算立ての問題があつて、とても大変なことですから、それは、むしろ市の方でどう考えるかというのがあると思います。職員で行うにしても、やはり相談の経験がない方がいきなりなつたときは、なかなか苦しいと思います。

例えば市の中の福祉職の方が回るルートの中の一つに入れるとか、保健師さんはいろんなところを回るの、そのルートの中の一つに犯罪被害者窓口を入れるとか、何かそういういくつかの方法はあるとは思いますが。

自分が例えば保健師さんですといろんな部署を回るの、予め自分もそこにも回ると分かれば、勉強するモチベーションにもなるかなとは思いますが。人数がいらっしゃることと対人援助職だということです。犯罪被害者支援については、学んでいただくということです。

○委員長

貴重なご指摘ありがとうございます。

おそらく条例も専門スタッフも多分発展していくもので、先ほどご指摘のあつた潜在的なこの被害者の方々に、いろいろ相談してもらえると相談の数も増えていくので、実態に合わせて、徐々にその状況に合わせて窓口を強化していくという、そんなふうになっていくのかというようなことを思った次第でございます。

それから先ほど（E 委員）からの重要な御指摘をいただいたと思っております。東京都の計画の方針の中で、関係機関の各機関連携とそれから組織内、こちらだったら市役所内での連携強化というところが、私もいろいろ勉強しておりまして、ある意味その条例が生きてくるかどうかの非常に重要なところになってくるのかなと思って、伺っていた次第でございます。

私の進行管理が悪くて予定の時間をちょっと押しておりますが、他にはこの機会に何かございませんでしょうか。

今後またご意見をメールなどでも頂戴し、会議でも頂戴するのですが、他の細かい疑問点があれば、メールでいただいております方が、会議の進行はスムーズにいくかもしれませんので、もちろん会議の当日に思い出してやっていただいても面白いですが、改めてご覧になって、質問を頂戴しておけばスムーズに進むかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副委員長

次回はどのようなのでしょうか。この資料 8 の第〇条というのを第 1 条第 2 条と書いた案が出ると理解してよろしいですか。

○委員長

その点も含めて事務局から次の議事次第の 11 の「その他事務連絡」でご説明ください。

○事務局

最終的には、10 月に骨子案というのをまとめていただくような形を目指しております。それぞれの項目についての基本理念ですとか定義といったものの内容の考え方についてまとめていただきたいというふうに考えております。

そのたたき台として、他市は、こういう条例を作っていますとお配りしたところなんです。このことについて事務局の方でもご意見をいただきたいところを補足という形で入れさせていただいています。この中で、この項目についてあった方がいいとか、もっとこれを入れた方がいい、これはいらないとか、そのようなことも含め、それぞれの項目についてご意見をいただきたいと考えています。

○委員長

資料 8 ですよ。

資料 8 に対するご意見ということでよろしいですよ。

資料 8 に対するご意見としてはご意見で、あと質問についてはその資料 8 に限らずいろいろ質問などありましたら一緒にメールでお願いします。ご質問は早めにいただけたらその方がいいかもしれないですね。

○事務局

もしできれば、庁内の検討会議の方でもそのことについて報告できればと思っていますので、7 月 17 日ぐらいを期限で何かご意見等いただければと思います。

その様式につきましては、皆様にメールまたは郵送にて、お送りさせていただきますので、そちらを使ってご意見をいただけたらと考えております。全部についてご意見をいただかなくても結構ですが、それぞれにご意見いただけたらと思っています。

○委員長

様式を送られてくるわけですね。

他にはご不明な点はございませんでしょうか。

○事務局

資料 8 へのご意見について、補足で説明をさせていただきます。この資料 8 についてのご意見ですが、この資料 8 は、2 ページをご覧いただきたいのですが、1 番から 16 番、それから 16 番の中には①から⑥と検討する項目がございます。この一番から 16 番の⑥までが、今回条例を検討する中での各条文の項目として、基本はこの軸がありますということで示させていただいております。1 番目的というところであるのであれば、4 ページ、2 番用

語の定義であれば 5 ページ、6 ページ、これは事務局が考える標準的ものを載せさせていますが、委員の皆様にはこの条例そのものをお作りいただくのではなく、この用語の定義というのを、この条例の各項目の一つとして、その用語の定義では、どのようなことを条例で明記していくべきかというお考えのところを次回の第 2 回のときにお聞かせいただく。それを文章としてまとめ上げていくことになるのですが、そういったことをお願いしたいと思っています。

そのための様式とかを、多くの皆様はメールを活用されていると思いますので、基本パソコン入力されておりますので、メールの方を認めていただければそちらの方に様式の方お送りさせていただきます。そこでのご意見とお考えをまとめていく作業を、あらかじめさせていただいた中で、第 2 回のときには、この用語の定義ですとか、この 2 ページにあります、7 番日常生活の支援とか 8 番相談及び情報の提供とか、各項目では、市としてどのようなことを目標に、どういったことをここで掲げ宣言するという考え方をまとめていくといったところの骨子というのをまとめていきたい。その骨子を議会の方に報告していきたいというところで、皆様の方にご協議いただきたいと思います。

ちょっとイメージが分かりづらいと思うのですが、東京都内の自治体では、作られていなかったもので、その骨子といったもののイメージとして千葉市さんの方に許可を取っていないので、お配りしていないのですが、千葉市さんの犯罪被害者等支援条例案の骨子というこういう資料がございます。こちらの方で、例えば先ほどの用語の定義というところの項目ですと、犯罪等とは犯罪およびこれに準ずる心身に有害な行為を言います。というような形です。市民や市民等事業者の責務と市の責務は、こういうふうに考えています。市民等の責務はこういうふうに考えています。というように、ご意見をまとめていくというような形で骨子というものを作っております。

本日ご説明させていただきました骨子案というのは、まさにこれを作るにあたってのご意見を皆さんにいただきたいというところでご説明をさせていただきました。

先ほどの様式を送らせていただくといったときに、千葉市さんの方に聞いて確認を取ってみたいと思いますが、こちらの方も参考の資料として、メールの方に添付させていただきたいと思います。

補足説明をさせていただきました。

以上になります。

○委員長

ありがとうございました。

今後の作業イメージを掴んでいただきましたか。

○事務局

事務局の方から事務連絡をさせていただきます。

次回の開催ですが、令和 6 年 8 月 9 日金曜日の 14 時で設定をさせていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

2 時間程度を予定しております。場所は立川市役所になります。

【了承】

○事務局

本日でございますが、議事録の公開等ご審査していただきましたが、あわせまして委員会の検討の進捗状況を議会に報告しなくてはなりません。

その際、委員長、副委員長のお名前を出させていただき、ご経歴の方をご紹介させていただく場面が出てくるかもしれません。

それから、この委員の皆様におかれましては、ご職業や委嘱先や背景などもご質問をいただいた場合は、答えざるを得ないというようなこともございます。

そのようなことに関しまして皆様の方で、ご了承いただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

【了承】

ありがとうございます。

事務局の方もいろいろ不手際等ありまして、お時間かけてしまい、申し訳ございませんでした。以上です。

○委員長

よろしいですか。長時間ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会は終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。